

# サロン・ド・カルチャー事業要項

サロン・ド・カルチャー事業は、高度化・多様化する地域住民の学習要望に対応するため、町民の自主学習グループ活動を支援するものです。

## (学習内容)

住民の自発性、主体性を尊重し、推進し、社会教育活動を促進する生涯学習にふさわしい内容のものとする。

ただし、営利的、宗教的、政治的活動等のないよう配慮する。

## (ボランティア講師)

当時業の趣旨に賛同し住民の求めに応じて、各種学習活動の指導及び援助を行う満 20 歳以上の成人で、講師としての学習指導に対する意思と能力を有し、卓越した知識や技術などを有する地域の人材を広く募り、いつでも・どこでもその情報を得られるシステム「PLANET かながわ」及び「大磯町生涯学習人材登録」に登録されたボランティア講師とする。

## (学習者)

学習者は 5 人以上の町内在住者でグループをつくり、代表を決め、学習内容、グループ構成員、希望講師等を教育委員会に連絡する。

代表は講師と連絡をとりあい、日程、会場等を決め、教育委員会に申込書を提出し、内容の承認を受ける。

ただし、代表は大磯町在住の成人とし、グループ構成員は小学生以上とする。

また、学習の継続に支障があるなど真にやむをえないと判断されるときは、承認を取り消すことができる。

## (学習場所)

会場は、個人宅など町内の身近な場所や公共施設等を利用し、苦情等がないように代表者が責任を持つ。

## (講師謝礼)

教育委員会は、報告書受領後にボランティア講師へ 1 回 (日) 分を 2,000 円とし、5 回 10,000 円を限度に講師謝礼を支払うものとし、一学習グループ(内容)への支援は、3 年を限度とする。

ただし、虚偽の申請その他不正な行為により講師謝礼を受けようとし、また受けた者があつたときは、決定を取消し、既に支払われた講師謝礼を返還させることができる。

(事業実施期間)

この事業に実施期間は、教育委員会の承認を受けた日から翌年の3月31日までとする。募集は予算の範囲内で、原則として年度始めに行う。

(事業の公表)

教育委員会は、今後生涯学習を始めたいと希望する町民ニーズに応えるため、承認したグループの学習内容などを公表することができる。

(その他)

1. 事業実施にあたっては、事故等がないように十分配慮し、万一事故等が起こった場合は、その原因者が責任を持って対処する。
2. この事業の推進は、教育委員会生涯学習課が行い、この要項にない事項については、生涯学習課内で協議して決める。